

山県市

フッ化物洗口実施マニュアル

（令和6年度～）

健康介護課

令和6年4月1日

目 次

1. フッ化物洗口実施にあたり・・・P.3
 - (1) 保護者への説明
 - (2) フッ化物洗口実施希望の確認
 - (3) ぶくぶくうがいの練習
 - (4) 歯科衛生士・薬剤師による巡回指導
2. 薬剤の入手方法・保管管理・・・P.4
 - (1) 薬剤の入手方法
 - (2) 薬剤の保管管理
3. 実施方法・・・P.4
 - (1) 器材の準備・洗口剤の調製
 - ①器材の準備
 - ②洗口剤の調製
 - (2) 洗口の実施
 - ①保育園・幼稚園におけるフッ化物洗口法（週 5 回法）
 - ②小学校・中学校におけるフッ化物洗口法（週 1 回法）
 - (3) 実施上の注意点
 - (4) 洗口後の後始末
4. フッ化物洗口の安全性・・・P.7
5. フッ化物応用 Q&A・・・P.8
6. 各種様式・・・P.11

1. フッ化物洗口実施にあたり

山口市は、山口市歯科医師会の協力を得て、平成 16 年度から市内保育園（幼稚園）、小中学校においてフッ化物洗口を実施しています。フッ化物洗口は、保育園（幼稚園）・小中学校などで、歯科保健活動の一環として継続実施するむし歯予防法です。したがって、フッ化物洗口を実施するためには、本人や保護者をはじめ、これに関与する行政、学校の関係者、歯科園（校）医、学校薬剤師等がフッ化物洗口に関する意識を共有することが不可欠です。

フッ化物洗口法には週 1 回法と週 5 回法があります。市では、各施設の担当歯科医師の指示書（様式 1）に基づき、保育園（幼稚園）では週 5 回法を、小中学校では週 1 回法を実施します。

（1）保護者への説明

保育園（幼稚園）はフッ化物洗口開始初年度となるため、年少児の保護者を対象に資料を配付し理解を求めます。

市は、保護者のフッ化物洗口に対する理解を深めるために、市と各施設、担当歯科医師の協議のもと、実施施設ごとに必要に応じて保護者説明会を開催します。

（2）フッ化物洗口実施希望の確認

保育園（幼稚園）はフッ化物洗口開始前に、小中学校は入学時に希望調査書（様式 2）によりフッ化物洗口実施希望について保護者に確認します。希望者は、保護者からの申出がない限り在園又は在校中継続となります。

年度途中の転入生に対しては、実施施設から希望調査書を配布し実施希望が出された時点からフッ化物洗口を開始します。

（3）ブクブクうがいの練習

園児と低学年児童は、フッ化物溶液の誤飲を予防するとともに効果的なフッ化物洗口の実施ができるよう、施設において水を使用したぶくぶくうがいや、洗口の姿勢（できるだけ下を向いて洗口を行う）、水の吐き出し方について繰り返し練習をします。

（4）歯科衛生士・薬剤師による巡回指導

市は、各施設においてフッ化物洗口が安全に実施することができるよう、年に 1 回以上歯科衛生士、薬剤師による施設巡回指導を行います。巡回時には、フッ化物溶液の調製方法や薬剤の保管状況、物品の消毒方法等について指導及び確認を行います。

2. 薬剤の入手方法・保管管理

(1) 薬剤の入手方法

フッ化物洗口に必要な薬剤は、健康介護課にて購入します。各施設において必要な薬剤は、健康介護課窓口において配布します。

(2) 薬剤の保管管理

フッ化物洗口剤（ミラノール）は粉末の状態では薬事法上、劇薬指定となります。そのため、薬剤の取扱いには十分な注意が必要です。各施設において保管する際は、鍵のかかる場所に保管してください。また、フッ化物洗口剤の出納に関しては、健康介護課から配布される薬剤出納簿（別紙様式 3）に記録し、出入りについて厳重な管理を行います。記録した薬品出納簿は5年間保存します。

3. 実施方法

(1) 器材の準備・洗口液の調製

①器材の準備

フッ化物洗口溶液を調製するために必要な以下の物品を手元に用意します。

- ・フッ化物洗口剤調製用の専用ボトル（健康介護課から配布）
【フッ化物洗口液】と明記したプラスチック製タンク、又はディスペンサー付ボトル
- ・フッ化物洗口剤（ミラノール）（健康介護課から配布）
保育園（幼稚園）児用（ミラノール 1 g）
小中学生用（ミラノール 1.8 g）
- ・水道水（各施設において準備）

※洗口液を保存する容器は、他の目的には使用せず、専用のプラスチック製洗口液調製用ボトルを使用します。ガラス容器はフッ化物によって溶解しますので使用できません。

②洗口液の調製

年度の初めに健康介護課から歯科衛生士が各施設を巡回した際に、歯科医師の指示書に基づき作成した「薬剤調製表」を施設担当者にお渡しします。

施設担当者は、「薬剤調製表」（様式 4）を参考に、専用の調製用ボトルを用いて洗口液をつくります。その後、必要に応じて各クラスに分注します。

（調製の基本）

薬剤調製の基本は、水（浄水器を使用しない水道水）200ml に対しフッ化物洗口剤（ミラノール）1 包です。1 クラスにつき 5 人分ほど余分に調製しておくことがあります。

※調製に浄水やミネラルウォーターを使用しない理由について

水道水には塩素が入っていることで、水を殺菌、消毒し腐敗を防いでいます。浄水器を通して塩素を抜くと水は腐敗しやすくなります。また、ミネラルウォーター中の Ca や Mg と F が結合すると F 濃度が下ります。このほか、ガラス容器でのフッ化物溶液の保存は、溶液内の F の吸着やガラス表面からの F の溶出により、溶液内の F 濃度が影響されるという報告があるため、プラスチック容器の使用がすすめられます。

①保育園（幼稚園）児

水 200ml に対し、フッ化物洗口剤（ミラノール 1.0g）1 包を用いると、フッ化物濃度 250ppm の洗口液ができます。フッ化物洗口には、1 人あたり 5～7ml の量を必要とするため、200ml の洗口液は約 28 人分となります。

②小中学生

水 200ml に対し、フッ化物洗口剤（ミラノール 1.8g）1 包を用いると、フッ素濃度 450ppm の洗口液ができます。フッ化物洗口には、1 人あたり 10ml の量を必要とするため、200ml の洗口液は約 20 人分となります。

（2）洗口の実施

1）保育園（幼稚園）におけるフッ化物洗口法（週5回法）

＜対象者＞ 保育園（幼稚園）年中児と年長児

※年中児は頬の動き等を確認し、上達後に開始します。

＜実施場所＞ 各保育園（幼稚園）

＜実施回数＞ 週 5 回（原則）

※夏休み等の長期休暇中はフッ化物洗口は実施しませんが、家庭におけるフッ化物添加歯磨剤の使用を促してください。

＜手 順＞

①洗口液の分注

担当者は、両手にグローブをして、着席している園児の前に置いたコップに、洗口液を 1 人 7ml（フッ化物洗口週 5 回法専用ディスペンサー付ボトルでは 2 プッシュ）を分注します。

※分注の際、洗口液の性状（色、濁り、浮遊物、臭い（異臭、ピューラックス臭）等）に注意してください。園児は、合図があるまでコップに触れないように注意を促します。

②洗口の実施

園児は椅子に座り、口を閉じて前下方を向いた姿勢をとり、担当者の合図で洗口液を口に含みます。全ての歯面に洗口液がいきわたるよう「30 秒間」ブクブクうがいをした後、担当者の合図により全ての洗口液をコップの中へ吐き出します。

担当者は、洗口中のブクブクの音や吐き出された洗口液の泡立ちで、洗口が十分行われているか確認します。コップは手洗い場できれいに洗います。紙コップの場合、園児に 1 枚ずつティッシュペーパーを配布し、吐出物が飛び散らないようにティッシュに含ませ、紙コップを専用ゴミ袋に集めます。担当者は、グローブを外し紙カップとともに廃棄します。

③洗口後

担当者は、園児が洗口後 30 分はうがいや飲食物をとらないよう配慮します。

2）小中学校におけるフッ化物洗口法（週 1 回法）

＜対象者＞ 小学生、中学生

＜実施場所＞ 各小学校、中学校

<実施回数> 週1回

※夏休み等の長期休暇中はフッ化物洗口は実施しませんが、家庭におけるフッ化物添加歯磨剤の使用を促してください。

<手 順>

①洗口液の分注

担当者は、両手にグローブをして、着席している児童生徒の前に置いたコップに、洗口液を一人 10ml（フッ化物洗口週 1 回法専用ディスペンサー付ボトルでは 2 プッシュ）分注します。

※分注の際、洗口液の性状（色、濁り、浮遊物、臭い（異臭、ピューラックス臭）等）に注意してください。児童生徒は、合図があるまでコップに触れないように注意を促します。

※原則、児童生徒は分注担当にはなりません。ただし、**職員の見守りの上で実施する場合は、職員が責任を持って行います。**

②洗口の実施

児童生徒は椅子に座り、口を閉じて前下方を向いた姿勢で、担当者の合図で一斉に洗口液を口に含みます。全ての歯面に洗口液がいきわたるよう「1 分間」ブクブクうがいをした後、担当者の合図により全ての洗口液をコップの中へ吐き出します。

担当者は洗口中のブクブクの音や吐き出された洗口液の泡立ちで、洗口が十分行われているか確認します。コップは手洗い場できれいに洗います。紙コップの場合、児童生徒に 1 枚ずつティッシュペーパーを配布し、吐出物が飛び散らないようにティッシュに含ませ、紙コップを専用ゴミ袋に集めます。担当者は、グローブを外し紙カップとともに廃棄します。

③洗口後

担当者は、児童生徒が洗口後 30 分はうがいや飲食物をとらないよう配慮します。

（３）実施上の注意点

①フッ化物洗口は、園児及び児童生徒の体調が悪い場合は実施しないようにします。

②万が一、フッ化物洗口溶液を誤飲した場合は、別添「フッ化物洗口 緊急事故対応」資料を参考に園児及び児童生徒へ対応するとともに、直ちに歯科園（校）医と健康介護課に連絡し指示を仰ぎます。

③フッ化物洗口溶液の誤飲をはじめとする事故等が発生した際は、「フッ化物洗口に係る事故報告書」（様式 5）を健康介護課に提出します。

④洗口を希望しない園児、児童生徒に対しては「水でぶくぶくうがいをさせる」など教育的配慮を行います。

（４）洗口後の洗口液の保管、使用器材の消毒

（保育園・幼稚園）

プラスチック製タンクで調製した洗口液の残りは、1 週間を限度に冷蔵庫に保管します。1 週間を過ぎ、使いきれずに残った洗口液は全て流し捨てます。

使用器材の消毒

洗口液調製ボトルとノズルを流水により十分に洗浄し、水を切りよく乾燥させます。1週間に一度は、約0.02%次亜塩素酸ナトリウム（ピューラックス）薬液に5分から10分間浸して消毒し、その後、消毒液が残らないようよく水洗いし乾燥させます。

（小学校・中学校）

余った洗口液は、原則的に保管しません。洗口実施後、担当者が責任をもって廃棄します。

使用器材の消毒

洗口液調製ボトルとノズルを流水により十分に洗浄し、水を切りよく乾燥させます。1か月に一度は、約0.02%次亜塩素酸ナトリウム（ピューラックス）薬液に5分から10分間浸して消毒し、その後、消毒液が残らないようよく水洗いし乾燥させます。

（消毒方法の基本）

洗い桶（おけ）に、水1Lに対しピューラックス3.3mlの割合で作った消毒薬に、使用したフッ化物洗口専用容器、ノズル等を全て5分から10分間浸漬（しんせき）する。

4. フッ化物洗口の安全性

①フッ化物使用量から見た急性中毒

フッ化物の急性中毒量（急激に不快症状が発現する量）は、体重1kgに対し2mgとされています。これは、今回実施する洗口液で計算すると、体重20kgの園児の場合、一度に25人分の洗口液を飲み込んだ場合に相当する量といえます。また、体重30kgの小学生では、一度に12人分の洗口液を飲み込んだ場合に相当する量になります。そのため、1人分の洗口液を誤って飲み込んだとしても急性中毒の心配はありません。

今回使用する洗口液の濃度

園児：《250ppm 洗口液 7ml 週5回法（Fとして1.6mg）》

児童生徒：《450ppm 洗口液 10ml 週1回法（Fとして4.5mg）》

②使用量から見た慢性中毒

フッ化物の慢性中毒は、歯のフッ素症と骨硬化症です。歯のフッ素症は、顎骨の中で歯が形成される時期に過量のフッ化物が摂取されたときに発現します。フッ化物洗口を開始する4歳頃には、永久歯の歯冠部はほぼできあがっていますので、歯のフッ素症が発現することはありません。骨硬化症は、更に過量のフッ化物を長期間継続して摂取したとき（8ppm以上の飲料水を20年以上飲み続けた場合）に生じる症状ですから、フッ化物洗口によって生じることはありません。むし歯予防のためのフッ化物利用によって、人の歯や骨以外の組織に障害があらわれたという科学的根拠の得られた報告はありません。

5. フッ化物応用 Q&A

Q1：フッ化物洗口はいつ頃から始めるとよいのでしょうか？また、大人が洗口しても効果はありますか？

A1：フッ化物洗口は永久歯のむし歯予防に効果があると言われています。そのため、永久歯が生え始める前（4 歳頃）から始めると効果的です。保育園の年中から中学校卒業までは、乳歯が次々に生え変わり永久歯が生え揃（そろ）う時期でもあるため、フッ化物洗口を継続することは望ましいといえます。また、大人は歯と歯の間や、歯肉が退縮し露出した歯根面にむし歯が発生しやすいため、フッ化物洗口は大人のむし歯予防としても効果的です。

Q2：お茶にはフッ素が多いと聞きました。お茶を利用してむし歯予防はできませんか？

A2：フッ化物洗口は、歯の表面に作用して歯質を強くする予防法のため、フッ化物（フッ素）の濃度が重要です。お茶は比較的多くのフッ化物（フッ素）を含んでいますが、フッ化物イオンとして溶ける濃度は低いため十分なむし歯予防効果を期待することはできません。

Q3：「フッ化物洗口は 10 年ぐらいやらないと効果が出ない」と聞きましたが、高学年の子どもたちでもやる必要はあるのですか？

A3：フッ化物洗口の効果がはっきりと現れてくるのは、実施してから 2～3 年後です。最初の永久歯が生える前から全ての永久歯が生え揃（そろ）うまで行うとより高い効果が得られます。

Q4：病気によっては、フッ化物洗口を行ってはいけないものがありますか。

A4：ありません。

Q5：フッ化物洗口で歯に色が付くようなことはありませんか？

A5：フッ化物洗口に使うフッ化ナトリウム水溶液は、無色透明、無味無臭の中性域にある溶液であるため、この溶液による洗口で歯に色素が沈着するようなことはありません。乳歯の「初期むし歯進行止め」として使われるフッ化ジアンミン銀溶液（商品名サハライド）は、銀の作用でむし歯の部分が黒くなります。

Q6：フッ化物洗口は、本当に安全ですか？

A6：フッ化物の人為的利用は 20 世紀の中頃からされており、その安全性は天然フッ素地域での疫学調査において確認されています。フッ素（フッ化物）は自然環境物質であり、私たちは日常の食生活を通じて摂取しています。日頃、大人が食物から摂取するフッ化物量は約 1～3mg とされていますが、フッ化物洗口で口に残る量は約 0.2mg です。これは、紅茶を 1～2 杯飲んだときにとる量と同じであり、問題ない量といえます。

Q7：フッ化物洗口の実施には賛否両論あるのですか？

A7：むし歯予防のためのフッ化物利用については、国内外の専門機関・団体が一致して安

全性・効果を認め、積極的な利用を推奨しており、フッ化物利用の反対論についても、学術的に十分検証され、現在に至っています。専門家に賛否両論はありません。

フッ化物応用を推奨する主な団体

厚生労働省・日本歯科医師会・日本口腔衛生学会・日本歯科医学会・文部科学省・日本学校歯科医会・日本小児歯科学会・日本障害者歯科学会多くの都道府県・市町村の歯科保健条例にて

Q8：口の中に金属製の詰め物（充填物治療）や矯正治療の針金などが入っている場合に、フッ化物が何らかの悪影響を与えることはありませんか？

A8：洗口液のフッ化物イオン濃度（225～450ppm）は低いため、金属に作用して腐食するようなことはありません。また「口の中に少々傷がある」、「服薬中」という方も、洗口液を飲み込むわけではないですので、実施しても差し支えはありません。

Q9：子どもたちが誤って洗口液を飲み込んでしまうことも考えられますが、問題はありませんか？

A9：人間が1日に必要なフッ化物量は2～3mgとされ、体内のフッ化物濃度は一定に保たれています。洗口液10ml（週1回法）の中には、4.5mgのフッ化物が含まれていますが、この洗口液を全量飲み込んだとしても、2時間以内に70%以上が体外に排出されます。すなわち、1人分10mlを飲み込んでしまっても安全面では全く問題はありません。

Q10：フッ化物洗口を集団で実施する際、全員がフッ化物洗口を希望しない場合はどうすればよいでしょうか。

A10：大事なことは、フッ化物洗口について正しい情報を伝えること、参加しやすい条件（関係者の理解と協力、予算の確保など）を整備することです。その上で、どうしてもフッ化物洗口に参加したくないという方については強制せず、いつでも参加が可能であることを伝えておくことが必要です。参加については、保護者の考えが優先されますが、もし、保護者が希望しなくても子どもが理解して希望するのであれば、子どもの希望を尊重し、保護者には子どもがフッ化物洗口に参加することを認めてもらえるよう説得することも大切です。また、どうしても実施したくない子どもには、水でうがいをさせるなどの教育的配慮も必要となります。

Q11：フッ化物洗口をなぜ集団で実施すると有効なのですか？

A11：むし歯はほとんどの人が経験する疾患です。また、もっともむし歯になりやすい時期は、歯の萌出（ほうしゅつ）後1～2年間です。そのため、永久歯のむし歯予防に関しては、就学前から中学校卒業の時期がもっとも効果的です。むし歯は生活習慣病の一種であるため、社会全体として歯科疾患の予防を図り、歯科疾患を健康問題の一環として考えることが重要です。“集団によるフッ化物洗口”は、効果的なむし歯予防方法を継続的に実施できる方法として推奨されており、保育・教育施設で導入することにより地域全体の子どもたちに平等な効果をもたらすことが期待できます。また、科学的知識に

基づき、自分の健康を守るため主体的に行動を起こすという教育的効果もあります。継続性と健康教育の面から保育園・幼稚園、小中学校で行うことが最適と言えます。

Q12：フッ化物洗口の普及状況はどれくらいですか？

A12：世界のフッ化物利用状況をみてみますと、フッ化物洗口を行なっている人口は、1990年から2000年の10年間で2000万人から1億人に増加しています(British Dental Journal, 191:480, 2001)。一方、我が国の集団を対象としたフッ化物洗口は、遅まきながらも全国的に広がっています。2021年3月の調査(日本フッ化物むし歯予防協会)によると、全国47都道府県で、14,359施設、1,573,535人(全国の対象者の約13%)の子どもたちがフッ化物洗口を行っています。

Q13：学校などの施設でフッ化物洗口を実施する場合、いつ行うのがもっとも効果的ですか？

A13：特に効果的な時間帯というものはありません。ただし、“洗口後30分は飲食やうがい避ける”ことがポイントとなりますので、できるだけこの点が守られやすい時間帯(例えば、授業開始前など)を選ぶと良いと思います。

Q14：フッ化物洗口を行う前に、歯をみがく必要はありますか？

A14：学校、施設におけるフッ化物洗口では昼食後が一般的であることから、洗口を行う前に歯みがきを行うことは非常に効果的です。しかし、「歯みがきの有無はフッ化物洗口のむし歯予防効果に問題はない」という結果が出されていますので、十分な歯みがきが期待できない場合でも、フッ化物洗口は実施する価値があると考えます。

Q15：フッ化物洗口によって、もし有害作用が起きた場合の責任は、誰が負うのですか？

A15：フッ化物洗口の安全性は十分に確立しているので、定められた実施手順に従ってフッ化物洗口を実施すれば、有害作用が起こることはありません。仮に有害作用と思われることが起こった場合は、他の一般的な公衆衛生事業と同様、国や都道府県および実施主体である市町村のそれぞれの立場に応じた責任で対応することになります。

<参考文献>

- 1) フッ化物応用研究会：フッ化物洗口実施マニュアル
- 2) 田浦勝彦、磯崎篤則、小林清吾：フッ素で健康づくり
- 3) 新潟県、新潟県教育委員会、新潟県歯科医師会、新潟県歯科保健協会：フッ素洗口の手引き
- 4) 静岡県健康福祉部、静岡県歯科医師会、静岡県歯科衛生士会：市町村でフッ素洗口法を実施するために
- 5) 京都府保健福祉部健康対策課：フッ化物塗布・洗口指導マニュアル

指 示 書

令和 年 月 日

山県市立〇〇〇〇園長 様

令和 年度、山県市立〇〇〇園年中児から年長児に対するフッ化物洗口は、次のように実施するよう指示します。

1. フッ化物洗口溶液調製者は、フッ化物洗口溶液 1 回分として、水 200ml に対してフッ化物洗口剤（ミラノール）1.0 g を溶解し、0.055%のフッ化ナトリウム水溶液（フッ化物濃度 250ppm）を作ります。
2. フッ化物洗口の実施頻度は、週5回とします。
3. フッ化物洗口を実施する際は、園児 1 人につき 5～7ml のフッ化物洗口溶液を用いて 30 秒間洗口させます。
4. フッ化物洗口実施後、園児に対し 30 分間はうがいや飲食を避けるよう注意します。

担当歯科医師

住所

氏名

印

（御署名の場合は印不要）

指 示 書

令和 年 月 日

山県市立〇〇〇〇学校長 様

令和 年度、山県市立〇〇〇学校児童に対するフッ化物洗口は、次のように実施するよう指示します。

1. フッ化物洗口溶液調製者は、フッ化物洗口溶液 1 回分として、水 200ml に対してフッ化物洗口剤（ミラノール）1.8 g を溶解し、0.099%のフッ化ナトリウム水溶液（フッ化物濃度 450ppm）を作ります。
2. フッ化物洗口の実施頻度は、週 1 回とします（長期休業日は除く）。
3. フッ化物洗口を実施する際は、児童 1 人につき 10ml のフッ化物洗口溶液を用いて 1 分間洗口させます。
4. フッ化物洗口実施後、児童に対し 30 分間はうがいや飲食を避けるよう注意します。

担当歯科医師

住所

氏名

印

（御署名の場合は印不要）

様式 2-① 希望調査書（保育園・幼稚園用）

令和 年 月 日

保護者様

山県市長 林 宏優
(公印省略)

フッ化物洗口実施について（希望調査）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

市では、〇〇園において「フッ化物洗口」ができる機会を設けています。「フッ化物洗口」とは、フッ化物※1を溶いた水溶液でブクブクうがいをするもので、乳歯から永久歯に生えかわる時期に行うと、その後のむし歯予防に効果があると言われています。本市においては平成16年度に開始して以来、むし歯保有者が激減するなどの成果を上げています。この洗口方法は安全かつ予防効果に優れた永久歯のむし歯予防方法の一つとして確立されていますが、実施にあたっては保護者の方の意向を尊重し、希望制により実施することとしています。

つきましては、別添の資料を参考に御検討いただき、以下の「フッ化物洗口希望調査書」に希望の有無など必要事項を御記入後、 月 日（ ）までに学級担任に御提出ください。本希望調査書の意向につきましては、お申し出のない限り、在園中は継続とさせていただきます。

なお、フッ化物洗口を希望しない場合は、水道水でブクブクうがいをします。

※1.フッ化物（フッ素）とは自然界に存在し、多くの食品に含まれている栄養素の一つです。

記

実施方法 フッ化物洗口剤（ミラノール）を水に溶かした洗口液で、週5回、30秒間の「ブクブクうがい」をします。

開始予定 令和 年 月（月曜日から金曜日までの週5日、1日1回）
※開始日は後日〇〇園よりお知らせします。

費用 無料（全額市負担）

きりとりせん

令和 年度 フッ化物洗口希望調査書

※ 該当する番号に○をつけてください。

1 在園中はフッ化物洗口を希望します

2 フッ化物洗口を希望しません（理由： ）

令和 年 月 日

〇〇 園 組 園児 氏名

保護者 氏名

様式 2-② 希望調査書（小学校・中学校用）

令和 年 月 日

保護者様

山県市長 林 宏優
(公印 省略)

〇学校におけるフッ化物洗口の実施について（希望調査）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

市では、〇学校において「フッ化物洗口」を実施するなど、子どもたちの健康な歯の育成に努めています。「フッ化物洗口」とは、フッ化物^{※1}を溶いた水溶液でブクブクうがいをするものです。これは、むし歯予防に大変効果があると言われており、本市においては平成16年度に事業開始以来、むし歯保有者が激減するなどの成果を上げています。この洗口方法は安全かつ予防効果に優れた永久歯のむし歯予防法の一つとして確立されていますが、実施にあたっては保護者の方の意向を尊重し、希望制により実施することとしています。

つきましては、以下の「フッ化物洗口希望調査書」に希望の有無など必要事項を御記入の上
月 日（ ）までに学級担任に御提出ください。本希望調査書の意向につきましては、お申し出のない限り、在校中は継続とさせていただきます。

なお、フッ化物洗口を希望しない場合は、水道水でブクブクうがいをします。

※1.フッ化物（フッ素）とは自然界に存在し、多くの食品に含まれている栄養素の一つです。

記

実施方法 フッ化物洗口剤（ミラノール）を水に溶かした洗口液で、週1回、1分間の「ブクブクうがい」をします。

開始予定 令和 年4月
※開始日は後日〇学校よりお知らせします。

費用 無料（全額市負担）

きりとりせん

令和 年度フッ化物洗口希望調査書

※ 該当する番号に○をつけてください。

1 在校中は、フッ化物洗口を希望します

2 フッ化物洗口を希望しません（理由： ）

令和 年 月 日

〇学校 年 児童氏名

保護者氏名

様式 3 薬剤出納簿

フッ化物洗口薬剤出納簿

令和 年度

施設名

週〇回法 : 1 包 (〇g入り)

月 日	受 入 量	受入者 印	使 用 量	残 量	使用者 印	備 考

様式 4 薬剤調製表

フッ化物洗口溶液調製表

担当歯科衛生士: _____ 施設名 _____

対象者数	人	実施者数(計)	人
------	---	---------	---

(4月) ミラノール年間使用予定量()包

学年	実施人数	洗口液量	ミラノール(袋)	洗口液調製法

変更があれば (月)

学年	実施人数	洗口液量	ミラノール(袋)	洗口液調製法

様式 5 フッ化物洗口に係る事故報告書

フッ化物洗口に係る事故報告書

発生日時	令和 年 月 日 () 午前 / 午後 時 分頃
施設名	
報告者	歯科医名： _____ 園長名又は養護教諭名： _____
事故内容	
事故発生時の 対応（処置）	
事故発生時及び 発生後の 児の様子	
歯科医の対応	
施設の予防対策	

フッ化物洗口 緊急事故対応



①事故の発生

※誤飲の量が一人分でも連絡します。



②園長は歯科園医と健康介護課に連絡

※一人分の誤飲時は、特別な処置を必要としない。

フッ化物洗口溶液による急性中毒は、一度に多量を飲み込んだ際に発生する。（体重20kgの園児では25人分の洗口液を飲み込んだ場合に相当する。）



③園長は「事故報告書」を作成し、歯科園医に 歯科医の対応欄を記入してもらい、健康介護課 に提出

※保護者には、誤飲等について電話等を活用し連絡する。

※「事故報告書」の様式はマニュアル参照のこと。



④健康介護課は事故報告書を保存

（必要に応じて文書等を作成し対応をします。）

フッ化物洗口 緊急事故対応



①事故の発生

※誤飲の量が一人分でも連絡します。



②養護教諭は学校歯科医と健康介護課に連絡

※一人分の誤飲時は、特別な処置を必要としない。

フッ化物洗口溶液による急性中毒は、一度に多量を飲みこんだ際に発生する。（体重30kgの児童では12人分の洗口液を飲み込んだ場合に相当する。）



③養護教諭は「事故報告書」を作成し、学校歯科医に歯科医の対応欄を記入してもらい、健康介護課に提出

※保護者には、誤飲等について電話等を活用し連絡する。

※「事故報告書」の様式はマニュアル参照のこと。



④健康介護課は事故報告書を保存

（必要に応じて文書等を作成し対応をします。）